

【用語】細吟—くわしく調べて選ぶこと 月行司—江戸時代の株仲間内の役職 賃機—機屋から貸与された糸を、加工賃を取って織ること 元機屋—加工された原料糸を賃機に出す織物経営者 せり合—きそいあう 績代—糸をつむぐ代金 堅繰代—経たせいとを繰る代金 よりちん—糸をまじえてねじり合わせる代金 不埒—ふとどき 越度—誤ち、失敗 急度—必ず

【解説】元文三年（一七三八）京都西陣からの高機たかばたの導入によって桐生織物は大きく飛躍し、以後、縮緬ちぢゆめん・飛紗綾ひさや・紋紹もんじょう・龍文りゆうもんなどの新しい高級織物の生産が可能となった。さらに、天明六年（一七八六）京都の紋工小坂半兵衛がこの地に先染紋織技術をもたらしした結果、糸錦いとにしき・厚板いた・緞子どんす・金欄きんらん・御召おめしなどの高級絹織物の完成品を生産できるようになり、桐生は西陣に匹敵する絹織物産地に成長した。このような織物生産の高度化に伴い多様な部分工程が分化し、機業地全体としての分業体制が確立した。そして張屋・織屋・小紋紺屋・績屋・御召機屋・機拵きこしら・白糸など、それぞれの業者の間で仲間が結成されたのである。

織物業の中核をになう織屋のうち、大名家の御用織物を請け負った吉田家では、一定規模の作業場をもち機織工・糸繰工・紋引工などの奉公人を多数召し抱えていた。しかし、こうした経営はむしろまれで、各種の部分工程の専門者を組織統轄する元機屋経営が一般的であったといわれる。織屋たちは西陣機業擁護の動きのなかで、安永十年（一七八二）に桐生領外の機取立て禁止の申し合わせに続いて、寛政九年（一七九七）には機株を設定して機業家数の制限や織物の種類・生産量の調整を行い、また原料糸の供給にかかる糸会所の設置などを取り決め、織屋仲間が結成された。この文書はその後二十数年を経た文政七年（一八二四）二月に織屋仲間が取り決めた「掟書」である。